## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

1 日時

令和3年7月2日(金曜日)

午前10時0分開会、午後1時33分散会

(休憩 午前10時22分~午前10時33分、午前10時36分~午前10時37分、 午前10時38分~午前10時39分、午前11時5分~午前11時6分、 午前11時39分~午前11時39分、午前11時58分~午後1時0分

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、東根担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記

- 6 説明のために出席した者
  - (1) 政策企画部

石川政策企画部長、坊良副部長兼総務室長、照井技術参事兼政策企画課総括課長

(2) 総務部

白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、

西野参事兼行政経営推進課総括課長、戸田特命参事兼法務・情報公開課長、

加藤人事課総括課長、山田財政課総括課長、今野税務課総括課長、

(3) 復興防災部

戸舘復興防災部長、工藤副部長、菊池副部長兼復興危機管理室長、 大坊参事兼復興推進課総括課長、吉田総括危機管理監、武蔵放射線影響対策課長、 中里防災課総括課長、栗澤消防安全課総括課長、多賀県民安全課長、

(4) ふるさと振興部

熊谷ふるさと振興部長、小國地域振興室長、髙橋交通政策室長、 松村参事兼市町村課総括課長、大越企画課長、高井地域企画監、 小野寺地域交通課長、佐藤特命参事兼科学技術課長

(5) ILC推進局

高橋ILC推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長

(6) 警察本部

大塚警務部長、吉田参事官兼警務課長、金崎監察課長、阿部捜査第二課長

(7) 人事委員会事務局

今野人事委員会事務局長、藤村職員課総括課長

7 一般傍聴者

2名

- 8 会議に付した事件
  - (1) 請願陳情の審査

受理番号第49号 新型コロナウイルス感染症対策、大規模災害に対応する体制確保、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願

(2) 議案の審査

ア 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費

第6項 復興防災費

第9款 警察費

第2条

- イ 議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防 災活動促進条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第4号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正 する条例
- エ 議案第6号 岩手県県税条例の一部を改正する条例
- オ 議案第7号 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条 例
- カ 議案第8号 地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例 の一部を改正する条例
- キ 議案第9号 復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改 正する条例
- ク 議案第10号 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を

## 改正する条例

- ケ 議案第18号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める ことに関し議決を求めることについて
- (3) 請願陳情の審査
  - ア 受理番号第39号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな 改正を求める請願
  - イ 受理番号第44号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋 放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請 願
- (4) その他

次回及び次々回の委員会運営について

- 9 議事の内容
- ○岩渕誠委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程でありますが、当委員会に付託された請願陳情 3 件のうち、受理番号第 49 号新型コロナウイルス感染症対策、大規模災害に対応する体制確保、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願については、当委員会及び環境福祉委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があることから、環境福祉委員会委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第49号新型コロナウイルス感染症対策、 大規模災害に対応する体制確保、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を 求める請願を議題といたします。

なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち1及び3から8まででありますので、項目の1及び3から8までについて審査を行います。

本請願について当局の参考説明を求めます。

〇山田財政課総括課長 受理番号第 49 号新型コロナウイルス感染症対策、大規模災害に対応する体制確保、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願につきまして、お手元にお配りしております資料により御説明させていただきます。

請願の内容は複数部局の所管にまたがっておりますことから、私から請願項目の1番、 4番から7番について説明した後、復興防災部から請願項目の3番について、ふるさと振 興部から請願項目の8番について、それぞれ御説明いたします。

まず、資料の1の社会保障関係予算の確保等についてでございますけれども、(1)のと

おり、高齢化等に伴い、県の一般財源の負担が増加傾向にあるところでございます。

- (2)、幼児教育・保育の無償化についてでございますけれども、施設型給付につきまして、県は費用の4分の1を負担しておりまして、消費税率引き上げに伴う増収分を活用するものでございます。増収額が所要額に満たない場合は、地方交付税の増により対応することとされております。
- (3)、令和3年6月17日に実施しました本県の政府予算提言・要望書でございます。社会保障関係費の増等を踏まえ、地方一般財源総額を確実に確保・充実するよう要望しております。

次のページ、3の復興事業費総額の確保につきましては、後ほど復興防災部から御説明 いたします。

3ページをお開き願います。4の緊急防災・減災事業の拡充と期間の確保についてでございますけれども、緊急防災・減災事業は、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する必要のある防災・減災事業に対し、地方債による財政措置が講じられているものでございまして、今年度で3度目となる事業期間の延長により、令和7年度まで継続されるとともに、指定避難所における生活環境・感染症対策などへの対象事業の拡充が措置されているものでございます。

主な対象事業としましては(2)にあるとおり、財政措置につきましては(3)にあるとおりでございます。地方債の充当率が100%、交付税措置率が70%とされているところでございます。

続きまして、5の地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化についてでございます。4ページをお開き願います。(1)、合併市町村に係る算定の特例、いわゆる合併算定替についてでございますけれども、合併後の市町村については当面の間、行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることから、合併後の一定期間は、合併市町村の普通交付税の額が合併がなかったと仮定して算定される関係市町村の交付税の合算額を下回らないように算定し、その後の5年間は、合併算定替による算定額と差額の一定割合を保障する激変緩和措置が講じられているところでございます。また、平成26年度以降、5年間にわたり合併時点で想定されなかった財政需要を交付税算定に反映させる見直しが行われております。

(2)の段階補正についてでございます。普通交付税の算定においては、人口や世帯数などが基礎数値として用いられておりますが、地方公共団体は、その人口等の規模にかかわらず一定の組織を持つ必要があることなどから、1人当たりの行政コスト等について、規模が小さくなるほどに割高に、大きくなるほどに割安になる傾向がございます。このコスト差を算定に反映するため、人口や世帯数に応じて算定に用いる需要額を補正することとしており、これを段階補正と呼んでおります。社会福祉費等に段階補正が用いられております。

5ページをお開き願います。(3)、地方交付税の法定率についてでございますけれども、

地方交付税の原資は、地方交付税法等により国税の一定割合と地方法人税の 100%とされており、地方全体で著しく財源不足が生じた場合に法定率の変更等をすることが定められております。近年は、地方全体の財源不足に対して臨時財政対策債を財源として充当することが恒常化しており、ページの中段にありますとおり、県としても安定的な財政運営のため、法定率の引き上げ等を提言しているものでございます。

(4)、業務改革の取り組み等の成果を反映した算定、いわゆるトップランナー方式についてでございます。地方における歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方公共団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するものであり、平成28年度の導入以降、これまで18業務が算定に反映されているところでございます。

6ページをお開き願います。(5)の人口急減補正等についてでございます。人口が急激に減少した場合であっても、行政経費を直ちに減らすことが困難であることを踏まえ、普通交付税の算定に当たり、国勢調査人口を測定単位としている費目について、5年にわたり激変緩和が講じられる仕組みとなっているところでございます。先ほどの人口急減補正につきましては、イメージ図の下にありますとおり、東日本大震災津波の被災団体に対し、平成28年度以降の算定において、人口の減少率の上限を10%とする等の特例措置が講じられているところであり、令和3年度以降の5年間においても、激変緩和措置が講じられているところでございます。

7ページをお開き願います。6の森林環境譲与税の譲与基準についてでございます。(1)の制度の概要についてでございますけれども、森林環境税の賦課徴収は令和6年度からとされているところであり、これに先立ち、機構準備金の活用により令和元年度から都道府県、市町村に対し森林環境譲与税の譲与が行われております。市町村においては間伐等の利用、都道府県においては市町村の森林整備に対する支援等に関する費用に充てることとされております。

- (2)についてでございます。都道府県、市町村に対する譲与額等についてでございますけれども、制度開始時の200億円から、令和6年度には600億円となる見込みでございます。
- (3)、都道府県に対する譲与基準についてでございますけれども、都道府県に対する譲与総額の10分の5を私有林人工林の面積を合算した面積で、譲与総額の10分の2を林業就業者数で、10分の3を人口で、それぞれ按分して、算定することとされております。
- (4)、本県への譲与額の試算でございます。本年度は、県分として約1億8,000万円、 市町村分として約10億4,000万円、譲与額が平年度化される令和6年度からは、県分が約 1億8,000万円、市町村分が約16億5,000万円と見込んでおります。

8ページをお開き願います。7の会計年度任用職員についてでございます。(1)の会計年度任用職員制度の概要についてでございますけれども、昨年度から一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が新たに導入されております。

- (2)、国の財政措置の状況についてでございますけれども、制度の施行に伴い期末手当の支給等に係る経費について、昨年度、総額1,738億円の地方財政措置がなされるとともに、制度の平年度化に対応するため、今年度において664億円が増額されております。
- (3)、本県の対応についてでございます。令和2年度から会計年度任用職員の任用を開始し、勤務時間等の条件を満たした者に対する期末手当、退職手当の支給、地方公務員共済組合への加入など、制度改正に伴う勤務条件の確保を行っております。また、制度導入後も、これまでと同様、公務の運営は任期の定めのない常勤職員が中心になって行うことを原則とし、職員の配置を行っております。

なお、(4)にあるとおり、国に対しては令和3年6月の政府予算提言・要望書において、 短時間勤務職員の地方公務員共済組合への加入など財政需要の増加に対応するため、地方 財政措置を確実に講じるよう要望しているところであり、引き続き必要な財政措置が図ら れるよう求めて参ります。以上で請願項目の1番、そして4番から7番についての説明を 終わります。

引き続き復興防災部から御説明いたします。

○大坊参事兼復興推進課総括課長 それでは、恐れ入りますが、資料の2ページをお開き いただきたいと思います。請願項目の3番、復興事業費総額の確保について御説明いたし ます。

昨年7月に国の復興推進会議におきまして、令和3年度以降の復興の取り組みについてが決定されておりまして、(1)に記載のとおり、令和3年度以降、5年間の復旧・復興事業の規模を1兆6,000億円程度、そのうち岩手県分といたしましては1,000億円程度と見込み、事業規模と財源は見合うものとされております。また、国から示された本県の復旧・復興事業規模は1,000億円となりますが、これは本県及び市町村が必要と見込む事業規模とおおむね一致しているところでございます。

(2)ですが、令和3年6月17日に実施した政府予算提言・要望におきましては、復興の推進に必要な予算の確保として、国が決定した事業規模と財源の見通しに基づき、復興の推進に必要な予算を確実に措置するよう要望しております。説明は以上でございます。

引き続きふるさと振興部から御説明いたします。

○大越ふるさと振興企画室企画課長 続きまして、ふるさと振興部分、請願項目8番のデジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化につきまして御説明いたします。

説明資料の9ページをお開き願います。(1)のデジタル・ガバメント実行計画についてですが、自治体の情報システムの標準化・共通化の目標時期を令和7年度とし、国において財源面を含めた支援を行うこととされており、国が構築するクラウドサービスの利用環境である(仮称)ガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえ、地方自治体は、住民基本台帳など市町村の基幹系17業務について、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めることとしています。

- (2)の地方自治体によるガバメントクラウドの活用に向けた対応方針について、国において、システム開発事業者は標準仕様に準拠して開発した基幹業務等のシステムをガバメントクラウド上に構築できること、地方自治体は複数の事業者がガバメントクラウド上に構築するシステムの中から選択して利用することができること等を示しています。
- (3)の地域デジタル社会推進費につきましては、地方社会全体のデジタル化を推進するため、令和3年度及び令和4年度の地方交付税におきまして、地域デジタル社会推進費が計上されており、地域におけるデジタル人材の育成、確保などの取り組みに要する経費などに活用することとされております。
- (4)のデジタル社会の実現に向けた提言では、全ての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、国において的確な情報提供を行うとともに、各地方自治体が置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めることや、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地域デジタル社会推進費の継続、拡充を図ることを求めています。

10 ページをお開き願います。(5)の本県の対応につきまして、自治体の情報システムの標準化・共通化については、今後、夏ころをめどに国から自治体DX推進手順書が示される予定であります。県としては、国の自治体DX推進手順書に迅速に対応できるよう、デジタル化の推進に向けた庁内のDX推進本部や、今後設置する予定の官民連携組織において情報共有を図るとともに、市町村の取り組みを支援していきます。また、国に対し、全国知事会と連携して、地方自治体のデジタル化に係る取り組み、支援の充実・強化を求めていきます。以上で参考説明を終わります。

- ○岩渕誠委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。
- ○飯澤匡委員 5の地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化についてですが、国 は地方交付税における国税の法定率を据え置き、臨時財政対策債の発行により地方財源の 不足を補填しているという説明を受けましたが、全国知事会として国税の法定率の引き上 げの要望をしているのか、お伺いします。

あわせて、県はトップランナー方式をどのように評価しているのか、御見解を求めたい と思います。

〇山田財政課総括課長 地方交付税における国税の法定率の引き上げに係る要望と、トップランナー方式に対する評価でございますけれども、法定率の引き上げにつきましては、 県からも要求させていただいておりますし、全国知事会からも、地方で著しい財源不足が 生じた場合には、国税の法定率の引き上げや地方行財政制度の改正を伴う地方交付税法6 条の3第2項に基づく対応をするよう要望しているところでございます。

トップランナー方式は、削減した経費が地方交付税として措置されるものでございます。 単純に地方交付税交付税の額が減るわけではなく、ほかの事業でしっかり活用できる仕組 みになっている点については、一定の評価ができると思っております。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○岩渕誠委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。 本請願の取り扱いはいかがいたしますか。
- ○飯澤匡委員 トップランナー方式について詳細に説明がありました。これは、行政改革 を進める上でも必要なことと思っておりますので、トップランナー方式の廃止、縮小につ いては賛成できないと申し上げたいと思います。
- ○岩渕誠委員長 トップランナー方式の廃止、縮小の部分に賛成できないということですか。
- ○飯澤匡委員 はい。
- ○郷右近浩委員 本請願は、地方の財源をどのように確保していくかという観点から、県や全国知事会からの国に対する働きかけも促そうとするものであると認識しております。 国に地方の現状を知っていただき、あわせて財源措置の必要性を訴えたいという思いから、本請願につきましては採択すべきものと主張させていただきます。
- ○佐々木宣和委員 私も、トップランナー方式の廃止、縮小という部分には賛同しかねます。トップランナー方式は先進自治体の経費水準を基準財政需要額の算定に反映するものであり、先進事例をしっかり踏まえた対応を促していこうというものです。県としても主体的に対応を考えていくことが求められることとなり、非常に重要な取り組みであると思っていますので、トップランナー方式の廃止、縮小の部分に関しては賛同しかねます。
- ○工藤大輔委員 いわて新政会の議員が紹介議員になっているところではありますが、飯澤匡委員と執行部のやり取り等を聞いているなかで、本請願の趣旨について、もう一度確認したいところが出てきました。本請願は、継続審査としていただければと思います。
- ○岩渕誠委員長 休憩します。

[休憩]

[再開]

○岩渕誠委員長 再開します。

本請願については、継続審査、一部採択、採択との意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

- ○**飯澤匡委員** 休憩中の話し合いの中での岩渕誠委員長からの話を受けて、継続審査ということでも結構です。
- ○郷右近浩委員 先ほどは採択すべきというお話をさせていただきましたが、総務委員会の委員がまとまって対応していくという観点から、継続審査としても結構です。
- ○岩渕誠委員長 各委員とも継続審査という御意見でまとまったと思います。 それでは、継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○**岩渕誠委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定をいたしました。
- ○工藤大輔委員 本請願は継続審査と決定したわけですが、継続審査となった理由につい

て、岩渕誠委員長から請願者に対してお伝えいただきたいと思います。そうした対応ができれば、よろしくお願いしたいと思います。

○岩渕誠委員長 それでは、そうした対応が可能かどうかも含めて、手続等を検討したいと思います。

休憩します。

[休憩]

[再開]

## ○岩渕誠委員長 再開します。

それでは、継続審査と決定したことにつきまして、環境福祉委員会にお伝えしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

[再開]

## ○岩渕誠委員長 再開します。

本請願は、環境福祉委員会においては採択と決定したとのことであります。

以上をもって、受理番号第49号新型コロナウイルス感染症対策、大規模災害に対応する 体制確保、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の審査を終 わります。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第3号) 第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第 1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税費、第4項地域振興費、第6項復興防災費、 第9款警察費及び第2条債務負担行為補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

〇山田財政課総括課長 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第3号) につい て御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止を図りつつ社会生活、経済活動を支えるため、県による大規模集団接種、個別接種の促進など、ワクチン接種の加速化、地域公共交通の維持に向けた整備など、早急に対応が必要となる予算をはじめ、ポストコロナ時代を見据えたデジタル変革を加速するため、自治体DX、いわゆるデジタル・トランスフォーメーションの推進、ローカル5Gの活用や、次世代のモビリティーサービスである、いわゆるMaaS導入に向けたモデル事業の実施、県産品の市場拡大に向けた電子商取引、eコマースの活用、促進等に必要となる予算を計上しております。また、通常分としては、県と市町村が共同利用するセキュリティクラウドの7県共同構築に要する経費など、早急に対応が必要となる予算を計上したものでございます。

議案(その1)の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51億1,750万8,000円を追加し、補正後現計を8,239億9,270万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから4ページの第 1表のとおりでございます。これにつきましては、後ほど予算に関する説明書により御説 明させていただきます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、当委員会所管のものは5ページ、第2表債務負担行為補正の追加のうち、県税業務デジタル化推進整備事業でございますが、 県税業務デジタル化を推進するための税システムの構築に要する経費について、令和6年 度までの総額を6億400万円と設定しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明を申し上げますので、説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。8款使用料及び手数料のうち、1項使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症により減収となっている国内定期便の運航会社に対し、着陸料の減免を行うために減額するものであり、1,800万円の減額でございます。

次に、4ページでありますけれども、9款国庫支出金のうち、2項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して実施する事業、県立高等学校生への貸し出し用端末の整備、公共交通機関等の維持のための運行支援交付金など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する県単独事業の補正に伴うものなどであり、44億3,512万9,000円の増額でございます。

次に、7ページ、12 款繰入金、2 項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い必要となる一般財源について財源調整基金を取り崩すものであり、1 億 2,681 万 2,000 円の増額でございます。

次に、8ページ、14 款諸収入のうち、8 項雑入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る市町村負担金等の補正であり、5億7,356万7,000円の増額でございます。

以上、御説明申し上げましたとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 51 億 1,750 万 8,000 円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。 9ページをお開き願います。 2 款総務費のうち、1 項総務管理費につきましては、岩手県情報セキュリティクラウドの構築に要する経費等について補正するものであり、1億1,337 万5,000 円の増額でございます。

続いて 10 ページ、2 項企画費につきましては、リモート、オンライン等のデジタルシフトに対応した関連産業の創出に向けた大学等における研究開発推進に要する経費について補正するものであり、1,014 万 7,000 円の増額でござます。

続いて11ページ、3項徴税費につきましては、県税業務デジタル化を推進するため、クラウド型の税システムの構築に要する経費を補正するものであり、2,860万円の増額でございます。

続いて 12 ページ、4 項地域振興費につきましては、乗合バス、タクシー事業に対する運行支援に要する経費等について補正するものであり、<math>4 億 1,587 万 6,000 円の増額でございます。

続いて13ページ、6項復興防災費につきましては、消防団員の感染リスク低減のため、 市町村が実施する装備品の整備に要する経費等について補正するものでございまして、 1,491万2,000円の増額でございます。

次に、27ページまで飛んでいただきまして、9款警察費のうち、2項警察活動費につきましては、感染予防対策として消毒剤など感染防止資機材の整備に要する経費について補正するものであり、1,354万5,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定をいたしました。

次に、議案第2号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災 活動促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

〇中里防災課総括課長 議案第2号の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及びみんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。議案とあわせてごらんいただきたいと存じます。議案につきましては、議案(その2)の1ページをお開き願います。

まず、1の改正の趣旨についてでありますが、災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてでありますが、災害対策基本法の一部改正により、避難勧告・避難指示について、避難指示に一本化することとされたことに伴い、関係条例の規定から避難勧告の文言を削る等の所要の整備をするものであります。

最後に、3の施行期日についてでありますが、この条例は、公布の日から施行しようと するものであります。 以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

〇山田財政課総括課長 議案第4号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の4ページをお開き願います。また、説明に当たりましては、お手元にお配りしております議案第4号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、改正の趣旨でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の有効期限を令和9年3月31日まで延期するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容でありますけれども、まず(1)について、枠囲みにありますとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金の終期について、令和7年度末までに廃止することとされているところでございますけれども、今回、国の運用通知において、令和3年度に着手する事業については廃止期限を1年延期するとされたことから、条例の有効期限を1年間延期するものでございます。次に、(2)について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をするものでございます。

最後に、3の施行期日についてでありますけれども、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。 当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第6号の岩手県県税条例の一部を改正する条例について御 説明申し上げます。

議案(その2)の6ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨ですが、東日本大震災津波に係る復興整備事業における被災関連市町村 との交換による土地の取得及び被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の 減免の特例措置の期間を延長するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものです。

2の条例案の内容ですが、(1)は東日本大震災津波に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の免除期間について、令和8年3月31日まで延長しようとするものです。(2)は、東日本大震災津波に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産を2年を超えて取得した場合の不動産取得税の減免期間について、令和8年3月31日まで延長しようとするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものです。 以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**岩渕誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**今野税務課総括課長** 議案第7号の過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の9ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、県税の課税免除の適用対象となる区域を 改め、当該事業の用に供する設備の取得等の期限を令和6年3月31日まで延長するととも に、あわせて所要の改正をしようとするものです。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行し、所要の経過措置を講ずるものです。 以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の 一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第8号の地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税 免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の12ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、県税の課税免除の適用対象となる地域経済牽引事業のための施設の設置期限を令和5年3月31日までに改めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第9号の復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の13ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、県税の課税免除の適用対象となる区域を 改め、対象施設等の新設または増設の期限及び指定事業者または指定法人に係る指定の期 限を令和6年3月31日まで延長するとともに、あわせて所要の改正をしようとするもので す。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであり、所要の経過措置を講ずるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**岩渕誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた

しました。

次に、議案第10号地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第 10 号の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の16ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、租税特別措置法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**岩渕誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 18 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大塚警務部長 議案第 18 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の30ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

1の提案の趣旨についてでありますが、令和3年4月7日、盛岡市向中野二丁目地内の警察職員宿舎の敷地内において、県が管理する当該宿舎の天井の部材が落下し、当該敷地に駐車していた中野清貴が使用する自動車に接触し、車両を破損させたため、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償の額についてでありますが、車両修理に要した車両整備代13万6,510円と するものであります。

3の和解の内容についてありますが、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても 一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第39号えん罪被害者を一刻も早く救済する ために再審制度の速やかな改正を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明はありませんが、3月22日の総務委員会における配付 資料を参考までにお配りしております。

それでは質疑、意見交換に移ります。本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。

[「継続審査」と呼ぶ者あり]

[「反対」と呼ぶ者あり]

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 休憩しますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 休憩します。

[休憩]

[再開]

○岩渕誠委員長 再開いたします。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○工藤大輔委員 前回から引き続いて審査をすることとなっておりましたけれども、この

案件は重要なものであり、制度等をよく理解しながら進めなければいけないと思います。 私も再審制度についてはさまざま学んできたところでありますが、そもそも再審制度のルールがまだ確立しておらず、最終的な判断が可能な段階に至っていないということでありますので、今回も継続審査としていただければと思います。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**岩渕誠委員長** 継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 〇岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって本請願は継続審査と決定いたしました。 次に、受理番号第44号東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放 出基本方針を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める請願を議題といたします。 当局の参考説明を求めます。
- ○武蔵放射線影響対策課長 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の 海洋放出基本方針を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める請願について御説明い たします。資料については、お配りしております請願に関する説明資料をごらんいただき たいと思います。

まず1、国におけるこれまでの検討経緯についてでありますが、枠囲みの中に国の資料の抜粋を記載しております。その下に概要がございます。これまで国は、多核種除去設備等の処理水の取り扱いに関する小委員会、いわゆるALPS小委員会での専門家による検討状況について、福島県の地元自治体や農林水産業者を中心に報告や意見交換を行い、加えて関係者の意見を伺う場を福島県、東京都で開催し、意見聴取を実施しております。

国の専門家会議における検討については、トリチウム水タスクフォースにおいて、平成25年から約2年半、全15回にわたり技術的な評価を実施しました。平成28年11月からはALPS小委員会において約3年3カ月、全17回の検討が行われ、令和2年2月に報告書が取りまとめられ、今般基本方針を決定したとされているものです。関係者からの意見聴取につきましては、関係者からの意見を伺う場を、令和2年4月から計7回開催、書面による意見募集は、令和2年4月から7月末まで行われました。なお、関係者からの意見を伺う場の本県における開催はございません。

2ページをごらんください。処分方針決定後の進め方についてでありますが、国においては自治体や各業界に対し、基本方針について説明をするとともに、経済産業副大臣を座長とするワーキンググループによる関係者のヒアリングを行い、年内をめどに中長期的な取り組みの行動計画を策定することとしております。

また、東京電力は具体的な取り扱いの検討を決定し、原子力規制委員会への計画変更申請、認可を経まして、準備工事や海域でのモニタリングを行い、2年後をめどに処分を開始するとしています。

次に、3、処分方針決定に係る県内の市町村等の声についてでありますが、今回の処分

方針決定に対し、沿岸 13 市町村で構成され、東日本大震災津波からの復興などを協議する 岩手三陸連携会議においては、海洋放出によらない新たな処理方法の検討及び丁寧な説明 と風評被害対策等を求める緊急要望書を令和3年5月 28 日に経済産業省及び農林水産省 に提出しています。

また、岩手県市長会は、水産業等への風評被害の発生は必至であり、影響は極めて甚大であることが憂慮され、東日本大震災津波後からこれまでの漁業者や関連産業の復興の努力を無駄にしかねないとして、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で検討することを求める特別決議を行ったところです。

岩手県町村会は、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を含めて国の責任において 検討することなどを要望しております。

市町村議会においては、令和3年6月28日時点で4市1町1村が意見書を提出しております。加えて、令和3年7月1日、花巻市議会においても意見書が可決されました。このうち4市町村が方針の撤回と安全な処理・保管方法の検討や慎重な対応を求めております。また2市は、関係者等の理解が得られる説明と風評被害対応を求めるものとなっております。また、花巻市議会においては、漁業関係者など関係する方全ての理解を得た上で改めて決定すること、当面陸上保管し、課題解決に取り組むこととする意見書を可決したものでございます。

このほか、漁業者の声といたしまして、岩手県漁業協同組合連合会会長はマスコミの取材に対しまして、水産業全体を窮地に追い込む深刻な問題だと話しており、全国漁業協同組合連合会会長の声明を踏まえ、抗議の姿勢を示しているところです。

4、方針決定に係る本県の対応状況についてでありますが、こうした状況を踏まえまして、県といたしましては、全国知事会や北海道東北地方知事会を通じた提言のほか、令和4年度政府予算要望ではALPS処理水の処分に係る事項を新たに追加し、令和3年6月17日に要望を行ったところです。全国知事会については、関係団体や地方公共団体等に対する丁寧な説明、安全対策、正確な情報の発信、確実な賠償、研究開発の推進などを提言しています。

政府予算要望につきましては(3)に記載しておりますが、多核種除去設備等処理水の処分に関する丁寧な説明と慎重な対応を求めるものであり、本県においても国が責任を持って水産業をはじめとする関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう要望したところです。その際には、復興庁の平沢大臣、経済産業省の長坂副大臣から、丁寧に説明をしていくという話をいただいたところです。

また、令和3年6月23日には、自民党東日本大震災復興加速化本部による知事へのヒア リングが行われ、県の要望に沿った対応が政府において確実に実施されるようお願いして いるところです。以上で説明を終わります。

- ○**岩渕誠委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。
- ○飯澤匡委員 この請願陳情の中ではトリチウムをはじめとする放射性物質の除去を求

めておりますが、国のにおいてはトリチウム水タスクフォースを組織しており、トリチウムに限定しているように見受けられます。トリチウム以外にどのような特定物質が含まれているのか、県で把握していれば教えてください。

○武蔵放射線影響対策課長 まず、タンク内の汚染水についてでございますけれども、経済産業省の資料によりますと、タンクに保管されている水の7割にはトリチウム以外にも放射性物質が残留しており、再浄化が必要な水が71%あるとされております。これらの放射性物質については、規定基準を下回るまで二次処理を行うとされており、試験結果が公表されております。

続きまして、二次処理をしてもトリチウム以外の放射性物質が完全に取り除かれていないということに関してでございますが、こちらについては東京電力が試験結果を公表しておりまして、タンクに保管している水を試験的に二次処理した結果、完全に除去できない核種がトリチウム以外にも12種類あるとされているところです。

- ○岩渕誠委員長 核種についての質問がありましたけれども、具体に答えられるのですか。 ○武蔵放射線影響対策課長 福島第一原子力発電所から放出される予定の核種について でございますが、トリチウム以外にストロンチウム、イットリウム、トリウム、セレン、 ョウ素、セシウム、ガリウム、コバルトなどとなっております。
- ○郷右近浩委員 岩手県議会から国に対し、令和3年4月 15 日付で十分な説明と慎重な対応を行うよう求めるという意見書を発出させていただきました。

国は、令和2年4月6日から福島県、東京都等で意見聴取を行ってきたと説明がありましたが、今後、この福島県や東京都以外での意見聴取は予定されているのでしょうか。まもなく実施される予定で事務が進んでいるなど、具体的な動きは何かあるのか、確認します。

- ○武蔵放射線影響対策課長 まず、資料に記載しております国による意見聴取につきましては、処分方針決定前に行われたものを記載しております。本県においては意見聴取の実施はございませんでしたが、処分方針決定後に、経済産業省の担当官から県の職員に対しして、処分方針に係る説明がありました。また、関係団体等及び市町村に対する説明については、事務レベルで調整を進めていると伺っております。具体的には全国町村会への説明を令和3年7月に予定しているとを聞いております。そのほかの具体的な説明等の場の設置については、国からの連絡はありません。
- ○郷右近浩委員 現在タンクに保管している汚染水の71%について再浄化が必要であり、 それらについてはで二次処理をきちんと行い、最終的には海洋放出するとうのが国の方針 であります。トリチウムだけはどうしても取り除きづらいとい状況の中、国からの安全性 に関するしっかりした説明等があってしかるべきという思いがあります。

漁業者等の不安を拭いきれない現状にあるなか、国のしっかりした対応を促す行動が必要という観点から、本請願に賛成するものであります。

○工藤大輔委員 私も国や東京電力がどのような対応をしてきたかということについて 聞きたかったのですが、武蔵放射線影響対策課長の答弁で理解したところであります。

国は、ALPS処理水の海洋放出が安全だというのであれば、そのことをしっかり説明する必要があると思います。また、不安の声はしっかり受け止めて、どのように解消していくかということを考えていかなければならないと思います。不安が拭いきれないのであれば、ALPS処理水の海洋放出基本方針を改める必要があるかもしれません。

そこで、福島県、宮城県に対して国や東京電力からどのような説明があったのか、また、 それぞれの県が国に対してどのような要望等をしているのか、状況をお伺いしたいと思い ます。

○武蔵放射線影響対策課長 福島県、宮城県での要望の状況についてでございます。福島県につきましては、方針決定後の令和3年4月15日に経済産業大臣宛てに要望書を提出しております。具体的な項目といたしましては、関係者に対する説明を行い理解を得ること、浄化処理の確実な実施をすること、正確な情報発信をすること、万全な風評対策と将来に向けた事業者の支援を行うこと、処理技術の継続的な検討をすることなどを盛り込んでおります。

宮城県につきましても、令和3年4月に内閣総理大臣宛てに要望書を提出しております。 具体的な項目といたしましては、国民、国際社会の理解醸成に向けた取り組みの強化、厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築、風評の懸念に対する万全な対策の実施、万が一に備えた損害賠償スキームの策定などを盛り込んでおります。

なお、福島県及び宮城県では国によるヒアリングが行われておりますし、ヒアリングに 先立って事業者又は市町村への説明なども行われていると承知しております。

○工藤大輔委員 ALPS処理水の放出場所に近いのは福島県、宮城県、茨城県ということになると思いますが、福島県においては、ALPS処理水の海洋放出に反対ということではなく、浄化処理の確実な実施、万全な風評対策、事業者支援といった要望を国に行っていると聞き、少し驚きました。

本県に対する国からの説明は、まだ十分に行われていないという認識でいいのかお伺い します。また、今後、県として、国に説明や協議の場の設置を求めていく考えあるのかお 伺いします。あわせて、関係団体にそうした動きがあるのか、把握しているのであれば示 してください。

○武蔵放射線影響対策課長 福島県につきましては、実際に原子力発電所を有する地域ということもありまして、国からの説明や意見聴取が処分方針決定以前から行われてきたところでございます。その際の議事録等を拝見しますと、ALPS処理水の海洋放出に反対の意向を示している方々がいらっしゃる一方で、ALPS処理水の海洋放出を容認し、その後の対策を求める意見が強まってきているというように思います。

本県の対応についてでございますが、令和3年6月に要望書を提出いたしました。今後、

国の説明の機会の実施状況等を踏まえて、改めて県内の市町村や関係団体等の反応も見ながら、必要に応じて追加の要望等を行っていきたいと考えております。

○佐々木順一委員 放射線の影響による海産物などの輸入規制の実施について、状況を把握していれば御紹介いただければと思います。

○武蔵放射線影響対策課長 放射線の影響による輸入規制の状況についてでございます。 韓国においては水産物の輸入禁止の措置が行われており、これが現在も継続している状況 です。また、中国では、一部の水産物について産地証明を要求すこととしております。台 湾については放射性物質検査証明書を確認した上での輸入という形で、水産物の輸入 に一定の制限をかけている状況にございます。

○佐々木順一委員 東京電力は、福島県漁業協同組合連合会の理解が得られない限りはALPS処理水の海洋放出はしないと 2015 年に明言しています。このことをしっかりと押さえなければならないと思っております。

本県の復興の基本姿勢は、被災者に寄り添うことであります。ALPS処理水の海洋 放出については、全国市長会、全国町村会、沿岸被災自治体の六つの市町村議会から 断固反対、中止せよといった強い表現の意見書が提出されております。議会が可決し たということは、住民の皆様の願いであります。本県の復興の精神に照らせば、本請 願は採択して当然であると考えます。

- ○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○岩渕誠委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。 本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。
- ○佐々木宣和委員 岩手県議会から国に対して、令和3年4月 15 日付で東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書を提出しました。この発議案には、48 名中 42 名の議員が賛同しました。一番大切なのは、ALPS処理水の海洋放出を漁業者がどのように受けとめているかというところで、特に、安全性に関する部分は本当に気になっていると思います。今後、国からのしっかりとした説明を受けながら対応を図るべきだと考えます。これからの状況を見極めたうえで、岩手県議会として対応していくべきだと考えますので、継続審査とすることを提案いたします。
- ○郷右近浩委員 令和3年4月 15 日付で東京電力福島第一原子力発電所におけるALP S処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書を提出してから2カ月半が経過しました。市町村、漁業協同組合の関係者等のさまざまな方々が不安を感じており、本請願がなされたものと受けとめております。

本請願を採択することにより、国が不安を感じている方々にしっかりと向き合い、また、

これまで以上に説明等の機会を設けることを期待するものであります。本請願を採択して、 国に対する意見書を発出することにより意思を表していくべきだと思います。 御賛同をよ ろしくお願いいたします。

○工藤大輔委員 岩手県議会から国に対して、令和3年4月 15 日付で東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書を提出しましたが、これは、全国に先駆けて行ったものと承知しております。

漁業協同組合等の関係機関からは、国からの十分な説明がないという声が上がっています。国は、関係機関と話し合いをした後に方針を決めるといっておきながら、そうした機会がないままに方針が決定されたということで、国に対して不信感を抱く方々もいると聞いております。

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出については、パブリックコメント等で経済産業省に数多くの意見が寄せられている案件です。本県は東日本大震災津波からの復興途上であり、理解が得られないままALPS処理水の海洋放出が強行されるということになれば、多くの県民は不信感を抱くことになり、水産業に大き打撃を与えることが懸念されます。

さきの意見書の提出以降も、国や東京電力の対応が十分ではない状況です。今後の状況の推移をしっかり確認しながら、関係機関の思いを汲んだ対応について考えていくために、もう少し時間が必要ではないかと思いますので、本請願については、継続審査とするようお願いしたいと思います。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 休憩します。

[休憩]

〔再開〕

○岩渕誠委員長 再開します。

本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を 行います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○岩渕誠委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定をいたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から第 11 次岩手県交通安全計画について発言を求められておりますので、 これを許します。

**〇多賀県民安全課長** 第 11 次岩手県交通安全計画について御説明いたします。お手元に配付しておりますA4判の資料の1ページをごらんください。

1、趣旨、2、根拠法令につきましては、令和3年4月13日の総務委員会において説明 しておりますが、交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条の規定により、内閣総理大 臣を会長とする中央交通安全対策会議が作成した交通安全基本計画に基づき、知事を会長 とする岩手県交通安全対策会議が作成するものです。

次に、3、計画案の概要でございますが、計画案の前文は2ページ、A3判の資料の2に添付したとおりであり、その概要の骨子につきましては、令和3年4月13日に説明しておりますが、新たに第11次岩手県交通安全計画における目標及び指標などを追加しておりますので、改めて説明させていただきます。

2ページのA3判の資料をごらんください。 1、計画作成の趣旨等、 2、基本理念及び 3、交通事故の現状・特徴と課題につきましては、令和3年4月13日の説明資料とほぼ同じとなりますので、省略させていただきます。

4、第10次岩手県交通安全計画の目標達成状況でございますが、道路交通の安全に係る目標、死者数50人以下、発生件数1,900件以下、死傷者数2,400人以下は、いずれも目標を達成いたしております。また、鉄道交通の安全に係る目標である乗客死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数の減少とも目標を達成したほか、踏切道における交通の安全に係る目標である踏切事故件数ゼロについても目標を達成し、第10次岩手県交通安全計画における目標は全て達成したところであります。

5の計画の内容のうち、第1章、道路交通の安全でございますが、令和7年までの目標として、年間の死者数30人以下、重傷者数210人以下の二つを掲げております。これは、国の第11次交通安全計画の目標に合わせたものであります。そして、対策を考える際の重視すべき視点として、高齢者及び子供の安全確保、歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上、生活道路における安全確保など6項目を掲げております。

これらの視点から講ずる施策として、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保など八つの柱を掲げ、本県の死亡事故の特徴にも対応する内容としております。また今回は、①、道路交通環境の整備に、新たに高齢者等の移動手段の確保・充実を、④、車両の安全性の確保に、新たに自動運転車の安全対策・活用の推進を追加するなど、全国的な交通安全対策上の重要事項につきましても取り組むこととしております。

次に、道路交通の安全に係る五つの指標の徹底についてであります。これは、道路交通 安全に係る二つの目標を達成するために、施策の取り組み状況を検証するために、計画終 了の令和7年度までに達成する目標を掲げるものであります。重視すべき視点6項目から、 子供、高齢者、自転車についての3指標、また本県の特徴や課題を踏まえ、これまでも飲 酒運転の撲滅と夕暮れ時の交通事故発生の減少に取り組んできましたので、この二つにつ いての計5指標を第11次岩手県交通安全計画の指標としました。指標は、本県独自のもの となりますが、すべて発生件数を目標値としております。

資料の右下をごらんください。目標値の考え方ですが、指標5以外の4指標については、 交通事故発生件数に占める割合を目標数としております。第10次岩手県交通安全計画の期 間における交通事故発生件数について、平成 28 年の 2,373 件から令和 2 年の 1,658 件と 30.1%減少したことから、第 11 次計画岩手県交通安全計画の 5 カ年でも、さらに 30.1%減少させることを目標としております。

指標5の飲酒運転による交通事故発生件数15件以下につきましては、第10次岩手県交通安全計画の5カ年を通じて未達成であることから、引き続き同様の設定としたものでございます。

第2章、鉄道交通の安全について、令和7年まで年間の乗客死者数ゼロの継続及び運転 事故全体の死者数ゼロを目指すこととしております。今回は③、鉄道の安全な運行の確保 に新たに計画運休への取り組みを追加するなど、全国的な視点に立った広域的自然災害時 等の事業者への取り組みなども盛り込んでおります。

また、第3章、踏切道における交通の安全については、令和7年まで年間の踏切事故件数ゼロの継続を目指すこととしております。これら鉄道交通及び踏切道の交通安全につきましても、国に倣って対策を考える視点と、講じようとする施策を掲げております。

資料の1枚目、1ページにお戻りください。パブリックコメントの概要でございますが、 令和3年5月8日から6月7日までの1カ月間実施し、寄せられた意見は7件でありましたが、第11次岩手県交通安全計画案に反映させるべき意見はありませんでした。施策等の 実施段階に参考とさせていただくなどとすることといたします。

- 5、今後のスケジュールでございますが、令和3年7月8日に開催する岩手県交通安全 対策会議において決定いただいた上で公表し、国へ報告することとしております。以上で 説明を終わります。
- **○岩渕誠委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。
- ○郷右近浩委員 第 10 次岩手県交通安全計画の策定のときもお話をさせていただいていると思いますが、本来目指すのは交通事故ゼロということで、岩手県警察本部の皆様にも取り組んでいただいていると思います。ただ、残念ながら、どうしても毎年さまざまな交通事故が発生しておりますので、それらを踏まえた数字を目標として設定されていると受けとめております。

令和3年6月28日、千葉県八街市の路上で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、 児童5人がはねられるという痛ましい事故がありました。事故を起こしたトラックの運転 手からは、基準を超えるアルコールが検出されたと聞いております。飲酒運転自体をどの ように取り締まって根絶させるかお伺いします。また、地域の実情を踏まえ、他の関係部 局と相談しながら、歩道の整備を進めていくべきだと思います。予算の制約がある中で取 り組んでいただいているとは承知しておりますが、今後の取り組みについて、お考えがあ ればお伺いしたいと思います。

○**多賀県民安全課長** 第11次岩手県交通安全計画案では、14ページの第1章第2節2(1) ア(イ)の通学路等における交通安全の確保において、未就学児を中心に子供が日常的に集 団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委 員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路関係者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進するとしており、道路環境の整備の推進に向けた取り組みを行うこととしております。なお、千葉県八街市の事故の発生を受けて、県教育委員会から各市町村教育委員会に宛てて、道路環境の点検について通知したと聞いております。

○郷右近浩委員 過去にも、大きな事故があった際には、文部科学省、国土交通省、国家公安委員会等が通知を発出し、国としてしっかり対策していこうという姿勢を打ち出しています。今般の千葉県八街市の事故を受けて、内閣総理大臣が献花に行ったというニュースを拝見しました。事故が起きてから対策を行うということが本来ではないとしても、事故が起きたことを教訓として、国にもしっかりとした対策を求めていただければと思います。

県警察本部の職員が関係する交通事故について、新聞等で拝見しました。県の職員として、より一層気をつけるべきだと思います。

あわせて、県警察本部の職員のセクシュアルハラスメントについて報道されていました。 県警察本部の職員の日ごろの活動に対しては心から敬意を払っておりますが、そうした県 民の思いを裏切るようなことは絶対にあってはならないと思いますので、職員に対する教 育や指導をお願いしたいと思います。セクシュアルハラスメントの件に関して、報道だけ では状況がわかりませんでした。具体的な内容と、今後の対応についてお知らせいただけ ればと思います。

○金崎監察課長 ただいま御質問の女性巡査によるセクシュアルハラスメントの事案でございますけれども、これは令和2年12月28日、県内の警察署に勤務する20代の女性警察官が職場内で雑談中に、先輩である男性職員2名に対しまして性的に不快な思いをさせる言動をしたものです。さらには、令和3年1月21日、自分自身のスマートフォンから女性の同僚職員に対しまして性的に不快な思いをさせるようなメッセージを送ったという行為がセクシュアルハラスメントに該当すると判断された事案でございました。

セクシュアルハラスメントにつきましては、職員が勤務に専念できる勤務環境を悪化させる極めて憂慮すべき問題であります。当該女性警察官の行為は、調査の結果、セクシャルハラスメントに該当すると認定しまして、明らかとなった事実を踏まえまして、厳正に対処したものでございます。

○郷右近浩委員 表面化するようなパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントというものは、態様がよほどのことだったのだろうと受けとめています。報道を目にして、一体何がどうなっているのだという思いが非常に強く残っていたものですから、お伺いしました。

警察職員の方々には、子供たちの朝の通学を見守るために午前7時ごろからパトカーで 巡回したり、通学路に立ったりという活動をしていただいております。地域の住民から見 れば、警察職員とは安心を与えていただける存在であると思います。地域の住民の信頼を 損なうことがないよう、今後の対応をお願いしたいと思っております。警務部長から何か コメントがあれば、お願いします。

○大塚警務部長 一部繰り返しになって恐縮でございますけれども、ハラスメントにつきましては、職員が職務に専念できる職務環境を悪化させる極めて憂慮すべき問題であると捉えております。各種ハラスメントのない良好な勤務環境を確保するために、研修会の実施をはじめとした各種防止対策に加えまして、表面化せずに潜在化してしまう事案も多いと考えておりますことから、職員からの相談窓口を拡充するなどいたしまして、事案の早期把握、対処、そして何よりも大事な再発防止に取り組んでいるところでございます。引き続きハラスメントの根絶に向けた取り組みを強化するとともに、警察の諸活動の推進を通じて県民の皆様の期待と信頼に応えられるよう力を尽くして参りたいと考えております。

○岩渕誠委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

[休憩]

〔再開〕

- ○岩渕誠委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ○武田哲委員 私からは大きく2点についてお伺いいたします。

県ではホームページ等でさまざまな情報発信を行っているわけですけれども、中小企業の方々には新型コロナウイルスワクチンの職域接種に関する情報がしっかりと行き渡っていないと感じました。

従業員700人規模のある会社では、職域接種に取り組むに当たって、職域接種の対象とされている1,000人という基準をクリアするために、従業員の家族、出入りする業者なども対象者とすると聞いています。国からの職域接種の案内を見ても、職域接種のリスクがわからないようです。また、会社経営におけるリスク管理、職域接種に向けた準備について、ほかの会社との情報交換ができていないと聞いています。そうしたものを補完するのがホームページであり、さまざまな情報を発信していくべきではないかなと感じております。情報発信を進めていかなければ、職域接種の推進は難しいのではないかと思います。

そういった情報についてもホームページで発信しながら、円滑な新型コロナウイルスワクチン接種を推進していただきたいと思っております。今後、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者の年齢が若年化してきます。新型コロナウイルスワクチンの安全性、偏見や差別の防止といったところも、しっかりとフォローしていかなければならないと思っております。

2点目ですが、令和3年6月定例会の一般質問の知事答弁の中で、新型コロナウイルスワクチンの接種が進んだ後、令和4年度からは経済のV字回復を目指して観光誘客や地域振興に努めるという話がございました。しかし、実際のところでは、今年度もチャグチャグ馬コが中止となりました。また、盛岡さんさ踊りの中止も検討されています。地域に根差した文化の存続に取り組んできた方々の意欲は、どんどん低下していると感じます。コ

ロナ禍でなければ、今の時期は太鼓をたたく音が聞こえ、祭りに向けて地域の方々が一体 となって準備していく姿が見られ、そうしたものが誘客を生んきたのだと思います。

経済のV字回復を目指すのであれば、来年度に向けて伝統文化に対する支援をしっかり 準備していかなければならないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉田総括危機管理監 まず、私のほうからは新型コロナウイルスワクチン接種の情報発信についてお答えしたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種の関係につきまして、県ではホームページ、全戸配布するいわてグラフ、LINE等での情報発信に努めてきたところでございます。

先日からは県の集団接種会場での一般接種の予約を開始するなど、日々動きがあるところでありますので、早くてわかりやすい情報発信に努めております。一般接種の予約の開始につきましては、岩手日報にも広告を出すなど、効果的な情報発信に努めてきたところであります。

職域接種については、国が相談の窓口を設けているところでありますが、県に問い合わせがあった際には、丁寧に説明を行っているところでございます。新型コロナウイルスワクチン接種については、日々状況に変化があるところでありますので、引き続き情報発信に努めていく所存でございます。

新型コロナウイルスワクチンの安全性についてでございます。新型コロナウイルスワクチンにつきましては、発症予防や重症化予防といったメリットの部分と、副反応等のリスクといったデメリットの部分がございます。県としては、ホームページでの情報発信を行うとともに、相談センター、コールセンターを設置して、県民からの問い合わせにお答えできる準備をしております。引き続き情報発信、相談対応に努めていきたいと考えております。

○**高井地域企画監** コロナ禍における祭りや伝統芸能に対する支援に関して御質問いただきました。

地域に根差した伝統芸能活動や伝承活動の有無にかかわらず、世代を超えた交流機会の 創出や地域社会への参画による一体感の醸成が、地域住民のつながりの形成やコミュニティーの維持に大変大きな役割を果たしていると認識しているところでございます。

コロナ禍の影響が長期化する中で、県内各地における伝統行事、祭りなどの開催が見送 られており、2年連続で中止となる行事もあるということで、非常に大きな影響が生じて いると認識しているところでございます。

市町村におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して 文化芸術活動、伝統行事、郷土芸能を行う団体への支援を行い、活動の継続に向けた取り 組みが行われているところでございます。県としても、市町村との情報共有しながら、各 市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう引き続き支援を行うなど、地域のつな がりの維持に向けて取り組んでいきたいと思っているところでございます。 ○武田哲委員 新型コロナウイルスワクチンに関してですけれども、今後、接種対象者が どんどん若年化してくると思いますが、巷には正しい情報や間違った情報など、さまざま な情報があふれている状況です。県には簡潔でわかりやすい情報を発信してほしいですし、 コールセンターを設けるにしても、相談者の不安が解消できるよう、しっかり対応いただ ければと思っております。

新型コロナウイルス感染症に関係するさまざまな予算を使いながら伝統文化を守っていくことはそのとおりなのですが、例えば、チャグチャグ馬コには、多額の経費がかかります。馬1頭を1年間養うためには、100万円程度を要すると聞いていますし、加えて、さまざまな装飾品も必要なのです。チャグチャグ馬コを馬事文化として見るのか、畜産業として見るのか、しっかり整理した上で振興のための施策を行っていかなければ、後継者の育成もままならないという声があります。引き続き、地域に根差した文化を守るために御尽力いただきたいと思います。

○高井地域企画監 チャグチャグ馬コの事例を御紹介いただきました。滝沢市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援事業の実施を計画していると聞いております。県においても、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた地域振興にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○飯澤匡委員 令和3年6月定例会の一般質問でも、ILCに関する質疑が交わされたところであります。県は地域振興の戦略をどのように考え、どのような手を打っているのか、お伺いしたいと思います。国に対して、県の考えていることを主体的に伝えていくべきだと思いますが、これまでどのような考えをどのように伝えてきたのか、今後の取り組みとあわせて示してください。

○石川政策企画部長 県では、いわて県民計画(2019~2028)の新しい時代を切り拓くプロジェクトの一つにILCプロジェクトを掲げ、知と技術が集積された国際研究拠点の実現を目指すこととしているほか、岩手県ふるさと振興総合戦略におきまして、地域性や強みを生かした四つの戦略の一つに、国際研究・交流拠点地域形成戦略を掲げ、世界の研究者、家族などの受入体制整備、多文化共生推進、理解の取り組みなどを進めることとしております。

また、ILC誘致の実現を見据えた地域づくりの基本方向を示す、ILCによる地域振興ビジョンを策定しました。将来、ILC誘致が実現した際にILCの運用に伴う産業振興、地域振興への相乗効果を高めるため、いまのうちから行っておく必要があることとして、例えば県内企業の加速器関連産業への産業支援、グリーンILCの推進、研究開発やILCに関連する幅広い分野で活躍する人材の育成を掲げ、取り組みを進めているところでございます。

国に対するアピールについてでございますが、令和3年6月17日に実施した令和4年度 政府予算提言・要望におきましては、内閣府の井上科学技術政策担当大臣、坂本地方創生 担当大臣、文部科学省の高橋副大臣に対し、ILCの県内誘致を進めるよう強く要望して まいりました。

また、今年度の全国知事会による政策要望につきましても、本県の提案によりILCの国内誘致が初めて明記され、国に働きかけることとしております。今後におきましても、産業界、経済界、全国知事会等と連携しながら、ILCの実現に向けて取り組んで参ります。

- ○岩渕誠委員長 答弁は簡潔、明瞭に願います。
- **○飯澤匡委員** ILCによる地域振興ビジョンは、私も読んでいます。岩手県としての優位性を活かしてILC誘致の実現を目指している姿勢が見えないのです。

令和2年8月にILC東北事業推進センターが立ち上がって、自治体、研究者等が集まり、これからの住居環境等について研究をするということですが、議論が東北ILC事業 推進センターだけにとどまってしまっては、本県の地域振興は見いだせないわけです。

実現可能なことを話していくのはいいのですけれども、本県としてのあり方を盛り込んでいかないといけない。今まで何度も議論してきましたが、宮城県には東北大学という強みがあります。 ILCの中枢部門が仙台市周辺に立地されてしまいますと、技術の提供は宮城県が中心となり、岩手県は用地を提供するだけとなってしまい、本県のメリットがなくなるわけです。

ILC誘致の実現に向けた動きと呼応した取り組みを進めてきておりますけれども、本県の未来に向けた明確なビジョンを示し、複数案を提案するくらいでないと、国には響きません。研究者の方々が知恵を絞って、良いものをつくっていきたいという思いで頑張っておりますが、本県では、そうした取り組みに関する感度が低いのではないかと思います。現時点での本県の取り組みについて、誰が中心となってどのようなことを行っているのか示してください。

○高橋 I L C推進局長 本県は、他の建設候補地の自治体に先駆けて I L C による地域振興ビジョンを策定したわけですけれども、状況に応じて見直していく必要があると考えております。

飯澤匡委員から東北ILC事業推進センターの取り組みについての指摘をいただきました。今年度、東北ILC事業推進センターにおいてでまちづくりのモデルとなるものを大学等と共同研究するわけですけれども、そうした取り組みの成果を具体的な施策に落とし込んで実践していくことができると思っております。準備期間中に、そうした地元の取り組みを強化してまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 いまの答弁も、上部組織の動きを見ながら対応するというものでしたが、 それでは遅いのです。県は、民間的な発想で思い切って行動するという組織形態になって いないと思いますが、その殻を破っていかないといけません。議論は、意見をもんだり中 和したりする作業です。本県独自の考え方を示し、それがどのように反映されるか見極め ながら議論形成していくということをやっていく必要があります。待ちの姿勢では何も進 展しません。 総務委員会の調査等を通じて、本県の企業による技術提供の仕組みが見えてきたと感じましたけれども、それを本県の実社会にどうやって浸透させていくのかデザインすることが必要です。そのデザインは、今後の若い世代による地域振興に影響してくるわけです。より具体的に、地域社会の未来像をわかりやすく示しながら取り組みを進めるべきだと思っており、もどかしさを感じている状況です。 ILC誘致が実現してから考えましょうということではだめです。政策企画部として、どのようにお考えですか。

**〇石川政策企画部長** 地域の方々のILCに対する期待は非常に大きいと考えております。こうした期待を岩手県全体に広げ、ILCによる地域振興ビジョンを発展させた形で考えていかなければならないと思っております。

○飯澤匡委員 きょうは時間がないので、令和3年9月定例会の一般質問で、しっかり議論させていただきたいと思います。待ちの姿勢ではだめです。何か仕掛けていかないといけません。本県では、知事が国に直接出向いて誘致活動を行っていますか。少し前に自由民主党と市町村議員との懇談会があり、そこに参加していた小野寺五典衆議院議員が、岩手県は国を訪ねてこない、姿勢が見えないと話していたと聞きました。それではだめなのです。本県が土地を提供し、メリットが享受できるものなのですから、真剣に取り組んでいただかないといけないと思っています。

もう一つ注文しておきます。県南広域振興局の副局長の立場や役割が鮮明になっていないような気がします。市町村や民間企業との連携を推進するものと聞いておりますけれども、役割を明確化して、きちんと機能するよう、改めて考えてください。

屋外の政治ポスターの掲示について伺います。県議会議員の選挙が終わって約2年になろうとしているわけですが、いまだに、そのポスターが残っている地域がある状態です。 県選挙管理委員会からのポスターの撤去要請はあるわけですけれども、選挙後、すぐにポスターを撤去する団体がある一方で、そうでない団体もあります。そうしたところで団体のあり方がよくわかりますし、有権者にも伝わっていると思います。2年間も放置されているポスターの掲示板の中には傾いているものもあり、災害時などに交通事故の原因となるのではないかと懸念しています。県選挙管理委員会は各団体に対してどのような指導を行っているのか、また、今後、どのように解決していくのでしょうか。大事な問題だと思いますので、見解を求めます。

○松村選挙管理委員会事務局書記長 まずはポスターにつきまして、私どもも県民の方や 関係機関から情報提供を受けまして、そうしたポスターがあるということは認識をしてい るところでございます。

選挙用の政治ポスターでございますけれども、公職選挙法において掲示の内容や期間についての制限がございます。また、屋外に張り出していただく場合には、屋外広告物条例や道路法による規制の対象となるところでございます。

政治活動は自由に行っていただくものではあるのですけれども、公正性などを担保する ためにさまざまな規制がされているところでございます。こうした観点を踏まえて政治活 動をしていただくことが法律上の要請ではないかと考えております。今後も、県土整備部 や県警察本部と情報共有しながら、飯澤匡委員からお話があったとおり、さまざまな機会 を捉えて、候補者、政治団体等に対する周知も行ってまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 屋外の掲示ポスターに関して非常に厳格な対応を行い、いわゆる野立てを禁止している県もあります。

答弁にありましたとおり、政治活動というのは自由ですから、さまざまな規制の中でしっかりやればよいと思うのです。県の設置した境界杭を意図的に利用してポスターを掲示している例などには厳格に対応し、是正していかなければならないと思います。今後の取り組みについても答弁がありましたが、明らかに規制に抵触する掲示ポスターが撤去に至っていないのが実態で、2年間も放置されているものもあります。景観上もよろしくありませんし、本県を訪れた方が抱く印象も非常によろしくありません。設置者に対して厳しく是正を求めるべきだと思うのですが、今後の対応について、改めて答弁をいただきたいと思います。

- ○松村選挙管理委員会事務局書記長 政治活動の自由がある一方で、さまざまな要請から、 一定の規制をかけているところもございます。県民から情報提供がありましたら、これま で以上に関係機関としっかりと情報共有しながら、法令の遵守について、改めて周知をし て参りたいと思います。
- ○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**岩渕誠委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お 待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会でありますが、今回継続審査となりました請願陳情3件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、県内事業者のDXの取り組みについてといたしたいと思います。

また、次々回9月に予定しております閉会中の委員会でありますが、今回継続審査となりました請願陳情が次回8月の委員会においても継続審査とされた場合は、当該請願陳情及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、地域おこし協力隊の取り組みについてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続審査及び継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願いま

す。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月15日から16日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。